

国民健康保険を第三者行為により使用する場合

【提出書類】

※被保険者（被害者）は、国民健康保険を使用する者

確認 チェック欄	提出書類	様式番号	記入者及び作成者
<input type="checkbox"/>	第三者行為による傷病届	第 23 号様式	被保険者（被害者）
<input type="checkbox"/>	事故発生状況報告書 ※発生状況を詳細にわかりやすく。	別紙 1	被保険者（被害者）又は 相手方（加害者）
<input type="checkbox"/>	同意書	別紙 2	被保険者（被害者）
<input type="checkbox"/>	交通事故証明書 ※自動車安全運転センターにて発行。 ※原因が交通事故以外は添付の必要なし。	—	相手方（加害者）又は 被保険者（被害者）が、 警察署にて申請。
<input type="checkbox"/>	人身事故証明書入手不能理由書 ※上記「交通事故証明書」が、物損事故扱い となっている場合にのみ作成する。	別紙 3 (裏面あり)	相手方（加害者）又は 被保険者（被害者）
<input type="checkbox"/>	誓約書	別紙 4	相手方（加害者）
<input type="checkbox"/>	委任状 ※上記被害者が、 <u>棚倉町子ども医療費助成</u> <u>の対象になっている場合にのみ作成し、</u> 添付する。	別紙 5	被保険者（被害者）

【参考】

- 1 車が自損事故を起こし、同乗者の被保険者が負傷した場合は、運転者が加害者（相手方）となります。
- 2 原因の大部分が被害者にあるような事故等であっても、過失が1割でもあれば（可能性があれば）、第三者行為の届けは、加害者として取り扱うこととなります。